

# INFORMATION

## お知らせ & ご案内 8月

### 消費者支援講座のご案内

今治地方局では、県民の皆様が暮らしを応援するために、身近なお金の問題や制度について学習する講座を開講いたします。毎回ひとつのテーマを取り上げて、金融や保険の専門家からわかりやすく解説する、大変ためになる講座です。この機会に受講してみませんか。

#### ■受講要領

受講料は、無料です。

申込みは、各回とも開催日の一週間前までに、電話またはEメールにて希望する講座のテーマ名・お名前・ご住所電話番号をお知らせください。なお、一括して複数講座の受講を申込みすることもできます。

#### ■申込み先

今治地方局県民生活課生活者係

TEL 0898-231-2500

#### E-mail

ima-kenmin@pref.ehime.jp

#### ■開催場所

今治地方局 4階大会議室

〒794-8502  
今治市旭町1-4-9

#### ■講義内容

- ・暮らしの中の危険と損害保険
- 8月31日(金)  
13時30分～15時
- ・これだけは知っておきたい相続のいろは
- 9月28日(金)  
13時30分～15時
- ・ご存知ですか生命保険の基礎知識
- 10月26日(金)  
13時30分～15時
- ・私たちをとりまく消費生活トラブル
- 11月30日(金)  
13時30分～15時
- ・生活設計と金融商品
- 12月14日(金)  
13時30分～15時

### 労災保険制度相談 その悩み・疑問にお答えします

財団法人 労災保険情報センター (RIC) では、厚生労働省の委託を受けて、労災医療、労災補償等の労災保険制度全般のご相談をお受けしております。

相談は無料で秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

#### ■問合せ先

(財)労災保険情報センター

愛媛事務所

〒790-0006

### 退職金は国の制度で

中退共制度は、中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇など、有利な特典がいっぱいです。安全・確実な中退共制度をぜひご利用ください。

#### ■問合せ先

(独)勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
TEL 03-3436-0151

松山市南堀端町5番地8オウ  
セビル8階  
TEL 089-931-4700

### 守ろう！確かめよう！この最低賃金

最低賃金は、原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されます。現行の愛媛県最低賃金は1時間616円です。特定の産業には、産業別最低賃金が定められています。

#### ■問合せ先

今治労働基準監督署  
TEL 0898-321-4560

### Love&Beat Live!2007

## 8月の潮汐表

日	潮	高潮		低潮					
		時刻	潮位	時刻	潮位				
1(水)	大	0:34	391	12:22	354	6:43	104	18:45	24
2(木)	中	1:08	392	13:05	363	7:17	90	19:25	34
3(金)	中	1:44	386	13:50	363	7:54	80	20:06	53
4(土)	中	2:20	373	14:40	355	8:34	75	20:51	81
5(日)	小	3:00	354	15:36	341	9:19	76	21:41	115
6(月)	小	3:45	332	16:45	325	10:11	82	22:43	150
7(火)	小	4:39	309	18:10	317	11:15	88	-	-
8(水)	長	5:49	290	19:42	323	0:07	178	12:34	89
9(木)	若	7:13	283	21:01	341	1:53	185	13:59	80
10(金)	中	8:31	291	22:01	363	3:18	172	15:10	61
11(土)	中	9:35	307	22:49	380	4:17	152	16:07	43
12(日)	中	10:28	325	23:29	390	5:02	132	16:55	30
13(月)	大	11:13	340	-	-	5:40	115	17:37	26
14(火)	大	0:05	392	11:54	350	6:15	102	18:15	31
15(水)	大	0:37	387	12:32	353	6:47	94	18:50	45
16(木)	大	1:06	376	13:07	349	7:17	91	19:22	66
17(金)	中	1:33	361	13:42	339	7:45	93	19:52	92
18(土)	中	1:58	343	14:17	324	8:13	98	20:21	121
19(日)	中	2:20	324	14:54	307	8:42	106	20:49	150
20(月)	小	2:43	305	15:39	288	9:12	115	21:21	179
21(火)	小	3:06	287	16:43	272	9:50	125	22:05	206
22(水)	小	3:36	268	18:27	266	10:45	135	23:41	228
23(木)	長	4:38	250	20:13	280	-	-	12:13	139
24(金)	若	6:49	243	21:15	304	2:15	243	13:54	127
25(土)	中	8:21	258	21:55	330	3:40	198	15:03	104
26(日)	中	9:21	285	22:30	353	4:13	172	15:52	78
27(月)	中	10:08	315	23:02	373	4:43	145	16:34	54
28(火)	大	10:50	344	23:34	387	5:12	117	17:13	36
29(水)	大	11:30	370	-	-	5:43	91	17:51	27
30(木)	大	0:06	394	12:10	387	6:15	69	18:29	29
31(金)	大	0:38	393	12:51	395	6:48	53	19:07	41

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。



夏の終わりのひと時を、生ビール片手に音楽好きの仲間たちと騒ぎませんか？  
今年なんと10年目！出演者一同張り切っています！入場無料。ぜひご来場ください。  
■日時 8月18日(土)  
18時～21時  
■場所 岩城生名漁協前物揚場  
・町内のバンドによるライブ・ビアガーデン、屋台の出店

# 平成19年度上島町総合防災訓練

と き：平成19年9月9日（日）9：30～11：00（展示～13：00）

ところ：弓削港駐車場及び下弓削野積場

当日は、各種訓練模様の公開のほか、訓練終了後も起震車による地震体験や防災ヘリの展示、炊出しの試食なども行いますので町民の皆様の多数のご来場をお待ちしております。



■訓練の目的 訓練の様子を広く住民に公開し、防災意識の啓発と町が行う災害応急対策の技能等の向上を図る。また、防災ヘリ・自衛隊・弓削商船高等専門学校などと連携訓練を実施することで、大規模災害時における応急活動の円滑化を図る。

■訓練種目 災害対策本部設置訓練・通信訓練・救出救護訓練・負傷者搬送訓練・避難者移送訓練・炊出し訓練・消火訓練など（予定）

■参加団体 弓削商船高等専門学校・陸上自衛隊第14特科隊・海上自衛隊呉地方総監部・愛媛県消防防災航空隊・伯方警察署・自主防災組織・上島町消防団・上島町

【お願い】 9月7日夕方～9日の間、訓練の準備等で弓削港駐車場を締め切ります。利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

## 「愛媛県国民保護フォーラム」開催のお知らせ！

みなさんのまわりで、万が一武力攻撃や大規模テロが発生した場合、被害を最小限に抑えるため一人一人がどのような行動をとるべきなのか。みなさんは考えたことがありますか。

このような万が一の事態が発生した場合、みなさんの生命、身体及び財産を守り、生活や経済に与える影響を最少にするため国、県、町、関係機関で行う取組みのことを国民保護といいます。

この国民保護について、広く県民のみなさんに理解を深めていただくため、当日は、安全保障・危機管理を専門とされている(株)独立総合研究所 代表取締役の青山繁晴さんの基調講演や、国、県、町や自主防災組織などの関係者が集まり、それぞれの役割分担や連携のあり方についてパネルディスカッションを開催することとしておりますので、多くの方のご参加をお待ちしております。

■開催日時 平成19年8月6日（月）13：30～17：00

■開催場所 愛媛県県民文化会館サブホール（松山市道後2-5-1）  
（参加費無料）

■主な内容 ○基調講演 ○パネルディスカッション

■問合せ先 愛媛県県民環境部防災局危機管理課  
TEL 089-912-2319



# 児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内

## 児童扶養手当制度

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない次の要件に該当する児童（18歳に達する日以後、最初の3月31日までの方、又は20歳未満でおおむね中度以上の障害の状態にある方）について、その児童を監護している母、又は母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願い、家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される制度です。

ただし、児童が、父又は母の死亡によって支給される公的年金を受給していたり、児童福祉施設等に入所している場合は、手当の支給はできません。

### 【支給要件】

- ◆父母が離婚した児童
- ◆父が死亡した児童
- ◆父が重度の障害の状態にある児童
- ◆父の生死が明らかでない児童
- ◆父に1年以上遺棄されている児童
- ◆父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ◆母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ◆父母ともに不明である児童

### 【所得制限】

請求者、同居している扶養義務者等の前年（1月から6月までの間に請求する方については前々年）の所得が、一定以上ある場合は、その年度の手当は支給停止になります。

## 特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当は、児童の健やかな成長を願い、20歳未満で身体や精神に中程度以上の障害のある児童を監護している父、もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される制度です。

### 【支給要件】

- 《受給者》
- ◆父又は母
    - 日本国内に住所を有する
    - 障害児を監護
  - ◆養育者（父母以外）
    - 障害児と同居、監護、生計維持

### 《障害児》

- ◆日本国内に住所を有する
- ◆障害を支給事由とする年金を受給していない（全部支給停止は可）
- ◆特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、別表第3に定める障害の状態にある
- ◆児童福祉施設等に入所措置されていない

### 【所得制限】

請求者、同居している配偶者及び扶養義務者（請求者が養育者のときは、生計を維持する扶養義務者）の前年（1月から6月までに請求する方については前々年）の所得が一定額以上ある場合は、その年度の手当は支給停止となります。

### 【問合せ先】

詳しくは、上島町各総合支所住民課へお問合せください。



## 現況届の提出をお忘れなく！

現在、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月に「現況届」「所得状況届」を提出することになっています。

これは、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認する大切な届出です。関係書類は、8月初めに送付しますので、提出をお願いいたします。

75歳以上の方へお知らせ

平成20年4月から

「後期高齢者医療制度」

が始まります！

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために、75歳以上の高齢者を対象に、従来の老人保健制度にかわり、新しい制度が創設されることとなりました。新制度の主なポイントは、次の4つです。

①制度の運営は「愛媛県後期高齢者医療広域連合」が行います。

②75歳以上の方（一定程度の障害がある方は65歳以上）が対象となります。

③保険料は広域連合が定め、原則として年金から徴収します。

④医療費負担については、一般は1割、現役並み所得者は3割です。

現在、制度施行に向けた準備作業を進めておりますので、具体的な内容が決まり次第、順次お知らせをさせていただきます。

### 【問い合わせ先】

愛媛県後期高齢者医療広域連合 松山市北条辻6番地（松山市役所北条支所2F）

TEL 089-911-7733  
FAX 089-911-7735

E-mail info@ehime-kouiki.jp

http://www.ehime-kouiki.jp/

又は上島町各総合支所住民課へお問合せください。

## 学生の皆さん！「国民年金学生納付特例制度」をご存知ですか？

国民年金は、20歳以上のすべての方が加入し保険料を納めることになっています。学生さんも、国民年金に加入して保険料を納めることになります。

学生納付特例制度とは、所得のない学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

なお、前年度に「国民年金学生納付特例制度」の承認を受けていた方も、毎年、学生納付特例の申請が必要ですのでご注意ください。

### ■対象者

- ・大学（大学院）、短大、高校、専修学校、各種学校等に在学している者（夜間・定時制も含む）
- ・前年所得が一定額以下の場合（所得のめやす 141万円以下）

### ■手続き先・方法

- ・住民票のある市町の国民年金担当係または社会保険事務所。
- ・年金手帳、印鑑及び在学証明書または学生証をご持参ください。

### ■承認されると

- ・承認期間中のケガや病気等で障害が残ったときは、一定の条件を満たせば障害基礎年金が支給されます。
- ・承認期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間（25年）には算入されますが、年金額には反映されません。
- ・承認期間の保険料は、10年以内であれば古い順に納付が可能です。追納といいます。（ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。）



## 愛媛県食品表示ウォッチャー募集！

愛媛県では、県民の皆さまのご参加を得て食品表示の監視等を行い、県内の食品販売店舗における食品表示の適正化を推進するため、地域で活動していただく『愛媛県食品表示ウォッチャー』を次のとおり募集します。

### ■応募資格

- 平成19年11月1日現在で満18歳以上であること。 ○愛媛県内に居住していること。
- 愛媛県に対する不正な食品表示の通報並びに、食品表示状況のモニタリングに関する報告を実施することが可能なこと。
- 原則として、愛媛県が行う食品表示に関する研修を受けることが可能なこと。
- 「中央食品表示ウォッチャー」でないこと。

### ■活動内容

- 食品の品質表示状況のモニタリングおよび報告 ○不適正な食品表示の通報

### ■募集人員

県下で約100人（人口に応じて配置します。各市町最低1人）

### ■任期

平成19年11月1日～平成21年10月31日〈2年間〉

### ■謝金

年額12,000円以内

（ただし、県の研修会等への出席旅費、報告等に要する通信費は県が負担します。）

### ■応募方法

指定の申込書に必要事項を記入のうえ、今治地方局農政普及課農産物安全係まで、郵送またはファクシミリにより申し込みください（申込書は岩城総合支所産業振興課および各総合支所産業建設課に設置していますのでお問合せください）。

- 申込み・問合せ先 今治地方局 農政普及課 農産物安全係  
電話 (0898) 23-2570 FAX (0898) 22-9724

### ■締め切り

平成19年8月31日（金）まで

### ■決定通知

応募された方の中から選考し、10月初旬頃に決定された方のみお知らせします。





# も ば 藻場って知っていますか？



岩城生名漁協では、「豊かな海」があり、「元気な漁業者」のいる持続可能な漁業の実現を目指し、瀬戸内海でも失われつつある藻場の重要性を再認識しようと、藻場の調査を始めました。

藻場は「魚のゆりかご」として呼ばれるように、多様な生物種の保全、産卵場、幼稚魚の保育場だけでなく、水質浄化など様々な機能を果たしています。

そこで、6月に愛媛県水産試験場の技術協力、指導のもと、藻場でも特に多いアマモの調査や採取を行い、保全、増殖実験を行いました。

増殖方法は、採取したアマモの花枝を、ネットに收容して海水中に吊るしておき、秋季に種子を回収し、10月頃海底に播種（はしゅ）することによってアマモ場を増殖します。

今後漁業者だけでなく、住民の方も参加できるイベント、学習会、研修会を進めていきますので、藻場の環境保全にご協力ください。



船からアマモを採取



アマモの種子採取



干潟でのアマモ採取

## 公共土木施設等に係る金属製資材や設備などの盗難防止についてのお願い

最近、工事に使用する鋼製の仮設用資材が資材置き場から持ち去られる被害や、海岸堤防に設置したステンレス製の扉や公園のステンレス製手すり、道路側溝のグレーチング（網状の鉄製蓋）の盗難被害が県下で発生しております。

県及び上島町におきましては、公共土木施設等を良好に維持するため、定期的にパトロール等を実施し、皆様の貴重な共有財産である各種施設の管理に努めているところですが、全ての施設を常時監視することは極めて困難な状況です。

つきましては、上島町民の皆様方におかれても、公共土木施設等について、盗難等を発見された場合、あるいは不審な行動をとる者等に気づかれた場合は、下記連絡先までご一報いただきますようお願いいたします。

### ■連絡先

今治地方局建設部建設企画課 TEL 0898-23-2500  
弓削総合支所産業建設課 TEL 0897-77-2500  
伯方警察署 TEL 0897-72-0110

あなたのやる気、応援します！

## 陸・海・空自衛官募集

個人の希望能力に応じて選べる進路  
(すべての種目受験可能・受験料無料)

募集種目	種目の概要	資格	受付
一般曹候補生	○現場で活躍しながら曹を育成する制度 ○入隊2年9ヶ月以降、選考で曹へ昇任	18歳以上 27歳未満	8月1日(水)～9月7日(金)
2等陸海空士	○陸海空自衛隊の最前線で自分を磨く ○2年(3年)毎の任期制	現在高3生含む	
航空学生	○海上・航空自衛隊のパイロットを養成する ○入隊2年後、曹となり飛行幹部候補生となる	高卒(見込み含む) 21歳未満	

### 《申込み・問合せ先》

今治市別宮町1丁目4-1 市役所内付属棟3階  
自衛隊愛媛地方連絡部 今治地域事務所  
TEL 0898-33-0038  
Mail imabari-ehimeplo@sky.quolia.com  
URL <http://www.ehime.mod.jp/pco/ehime/>